

別紙標準様式(第6条関係)

会 議 録

| | |
|---------------------------|---|
| 会 議 の 名 称 | 令和元年度第2回大規模小売店舗立地審議会 |
| 開 催 日 時 | 令和2年2月25日(火曜日) 10時30分から 11時30分まで |
| 開 催 場 所 | 枚方市民会館3階 第4会議室 |
| 出 席 者 | 会長：久委員、副会長：若井委員、 委員：谷本委員、福岡委員、柳原委員 |
| 欠 席 者 | 皆川委員 |
| 案 件 名 | 1. 大規模小売店舗立地法に基づく届出にかかる審議 「枚方T-SITE(変更)」 |
| 提出された資料等の 名 称 | 1. 令和元年度枚方市大規模小売店舗立地法 届出概要 枚方T-SITE(変更) 2. 枚方T-SITE(変更)に関する住民意見等について 3. 枚方T-SITE(変更)に関する検討結果 4. 枚方T-SITE(変更)に関する枚方市の意見(案) 参考資料1 大規模小売店舗立地審議会委員名簿 参考資料2 枚方市附属機関条例(抜粋) 参考資料3 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 (抜粋) 参考資料4 枚方市情報公開条例(抜粋) 参考資料5 枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する 取り扱い要領 |
| 決 定 事 項 | 諮問案件について、「意見なし。」との答申。 |
| 会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由 | 公開 |
| 会議録等の公表、非公表 の別及び非公表の理由 | 公表 |

| | |
|----------------------|-------------|
| 傍 聴 者 の 数 | 0人 |
| 所 管 部 署 (事 務 局) | 産業文化部 商工振興課 |

審 議 内 容

○事務局 令和元年度第2回枚方市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。
本日はお忙しいなか、枚方市大規模小売店舗立地審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
開会にあたりまして、本市産業文化部長の松宮から一言ご挨拶を申し上げます。

○部長 (挨拶)

○事務局 ありがとうございます。なお、皆川委員につきましては、本日、ご欠席との連絡を受けていますので、ご了承ください。
それでは、以後の進行につきましては、久会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただ今から令和元年度第2回枚方市大規模小売店舗立地審議会を開催します。
まず、事務局より、本日の委員の出席状況を報告してください。

○事務局 本日は、委員6名中5名のご出席をいただいております。委員の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。

○会長 ありがとうございます。
続いて、配布資料の確認を事務局にてお願いします。

○事務局 それでは、お手元にお配りしている資料のご確認をお願いします。
まず、本日の次第の下段に記入してありますように、配布資料は資料1から4、参考資料は1から5となっております。また、本日の資料の他に届出書を配布しております。資料の過不足はございませんでしょうか。

(過不足なし)

○会長 それでは、審議案件に入ります前に、審議会の公開・非公開について、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局 審議会の会議は、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程における非公開とできる事由のいずれにも該当しないことから、事務局としては公開と

させていただきたいと考えています。

○会長 それでは、会議の公開については事務局の提案通り、公開としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、本日の会議も公開ということで進めさせていただきます。傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局 本日の傍聴希望者はございません。

2. 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議 「枚方T-S I T E (変更)」について

○会長 それでは、案件の審議に入りたいと思いますので、次第の1「枚方市大規模小売店舗立地審議会への諮問案件」である「枚方T-S I T E (変更)」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 (案件説明・パワーポイント使用)
説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○会長 それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。

○委員 タイムズ枚方岡本町立体駐車場どこにあるのですか。

○事務局 ビオルネという商業施設の横である。

○委員 今も提携しているのですか。

○事務局 提携はしていない。

○会長 今回の案件の審議から少し外れるが、駅周辺に立地する施設全体で一定の駐車場をコミュニティパーキングとして確保するなど、エリアでまとまった駐車場対策を行っているが、その一方で大店で出店商業施設に駐車場の設置台数を届出させている。連携、制度はどのようになっているのか。それぞれの施設の駐車場が満杯状態となった際に、まとまった駐車場があることでシェアできるのではないか。その方が、効果的・効率的に駐車場を運用できる

と考える。エリアとして駐車場をシェアできる仕組みがあれば、うまく使いながら設置台数を調整できるので、よいのではないか。

○事務局　今の時点では指針によって設置台数を決めており、特別なルールを設定してはいない。

○会長　今後、交通対策とも連動することが有効かと考える。具体的には、平日は金融機関等が駐車場を必要とするが、土日の場合はショッピング施設の方が重点的に使用する等が考えられる。タイムシェアができれば、もっと効果的になる。

○事務局　再開発の検討委員会等もあり、土地の高度利用が進めばより車両の流入が想定されるので、限られた用地を効率的に活用するよう、検討していく。
市の交通対策と産業振興が連携して、どういう形が一番よいのか、検討しているところである。今後は、効率的な駐車場運営を含め検討が必要と考えている。

○会長　ぜひとも検討をお願いしたい。

○委員　アンケート調査の方法について。8月2日、3日は、天候はどうだったか。おそらく、自転車や徒歩が多いので、雨ではないとは思いますが。雨の場合は、自転車は車に展開することが考えられるが、そのあたりの配慮はしているか。8月という季節は暑い、冬場は寒いので、自転車ではなく車で行こうか、と考えるのではないか。

○事務局　当日は雨ではなかった。調査日については、ピーク時を除いた一般的な日を選んで実施している。

○会長　8月2日、3日という条件が、台数を算出するのに妥当と言えるかという質問である。一般的な日で算定するのか、たくさんの方が利用されることを想定される条件を選んで、それでも超えないという計算であるのか？両方のやり方があるので、今後、こういうことが出てきた際にどう考えるかということである。方法論として、一般的な日を想定し、余裕率を考慮して駐車場台数を確保する方法と、厳しい条件で余裕率を少なめにかけて算出する方法がある。そのあたりの考え方をきちっと検討してほしい。

事務局　8月のなかで駐車場利用者が多いような日時を考慮した。駅に隣接するという店舗の特性から、公共交通機関の利用が多くなる日を外して調査してい

る。

自動車分担率を考慮すると、分母が少ない方が、分担率が高くなるため安全側という傾向になる。駐車場としては一番多く来る日の人数で算出するが、分担率は自動車の割合が一番多くなるであろうという日を想定している。当然、駅周辺部には公共交通機関で来訪頂きたいという旨を常日頃から知らせている。多くの来訪者が来るときは、徒歩・電車がボリュームとして増えてしまうので、自動車での来訪が薄まってしまう。ということで、一般的な日ということで、特にイベントがない調査日を選んで実施した。

夏の暑い日で、自動車が増えるかどうかは根拠がないが、そこまで大きな影響がないと考えており、要は自動車での来訪の割合が増えるであろうという日で行っている。

ただし、最後の算出は、一年間を通した店舗が持っているデータでの一番多いピーク時をもとに算出し、今回の調査結果からは、割合だけを使用している。

○委員 つまり、年間を通して自動車分担率が高くなりそうなところを選んで実施したということか。

○事務局 そのとおり、自動車の分担率が高くなりそうな日を選んで実施した。

○委員 雨についてはどうか。

○事務局 雨が降ると自動車分担率が増えるかもしれないが、調査当日は、雨は降っていなかった。

○会長 今回はそのあたりの誤差も含めて少し余裕をもって算出されたということである。他に何かあるか。

○委員 委員届出駐車場と提携駐車場があるが、数値をみると提携駐車場の利用の方が多かったが、来客へのメリット・デメリットなど違いがあるのか。

○事務局 事業者がコミュニティパーキングのサービス券を配布しているので、岡東駐車場以外でも利用できる。

○委員 指定している駐車場に利用者を誘導する方向性だと思うが、それとは別にコミュニティパーキングの仕組みを使って、駐車してもよいということになっているが、そのメリット・デメリットがあるのか。

- 会長 具体的に言うと、14枚目のスライドで、一番利用者が多いのはステーションモールの駐車場である。届出の駐車場ではない駐車場に多く停めているのはどう判断したらよいかということである。
- 事務局 メリット・デメリットがないなかで、より店舗から近い駐車場に停められている。
- 委員 そういう説明であれば、出入り口の渋滞の具合や利用の頻度、雨の日であれば、より近い駐車場の方が混むことにつながるのではないか。
- 委員 無印良品で買い物して、ご飯はT-SITEで食べてということが十分に考えられる。
- 委員 ホームページをみると、ここに出ている駐車場が全部載っていて、全部同じ割引が適用されている。料金的にはどこを使っても同じである。
- 会長 せっかくコミュニティパーキングの考え方でやっているのに、施設ごとに届出が必要なのはどう考えるかということにもつながる。結局、利用者からすれば、届出駐車場を意識して停めているわけではなくて、個人の利便性を考慮して駐車している。消費者行動からしても、届出駐車場の意味というのも、まとめて提携されている場合にどう考えればよいかということもこれから検討してもらえればと思う。
- 委員 地域でシェアという考え方にもつながっていく。
- 委員 身体障害者の駐車場が2台確保されているが、ホームページでは一切情報提供がなされておらず、T-SITEには駐車場がなく近隣の駐車場を使ってくださいとなっている。身体障害者の駐車場の案内はしなくてもよいのか。
- 事務局 大店法上、駐車場のなかで身体障害者用という区別はない。
- 会長 2台は身体障害者駐車場を確保していることを、積極的にお知らせする義務はないのか。
- 事務局 大店法上、そういった義務はない。
- 委員 駐車場への経路を案内する必要があると思うが、そこに身体障害者用の駐車場の経路は書くのではないか。

○委員 審議の書類としての必要性和、身体障害者など実際の本当の利用者がきちんと使える状況にするということが大事だと思う。その方々にきちんと情報が届くかという論点が2つあるように思う。

○会長 大店法上の届出は積極的に周知する義務はない。しかしながら、利用者側の立場としたときに、もう少し丁寧に説明するか、設置者・届出者に対応してもらっているのか。

○委員 一般の方に案内すると、一般車両が身体障害者用駐車場に停めるという悪影響もあるのではないかと。そういう配慮もあって情報を出さないが、実は、身体障害者は皆知っているというのが一番よい。

○事務局 身体障害者に個人的に情報を提供することはなかなか難しい。身体障害者用駐車場の標示がついているので、来訪者は理解できる。ホームページ上では出していないのが現状である。

○委員 市の福祉の方で、身体障害者が使える駐車場、トイレ一覧などがあるのか。

○事務局 そこまでは調べられていない。

○会長 身体障害者用駐車場は2台しかないわけであり、常時駐車してもらおうというよりは、例えば、荷物の搬入のときに臨時的に使ってもらうような運用の方が本来的にはよいと思う。「ここに停めてください」というよりは、特に雨天時などは荷物を積んで出発できるような配慮として使ってもらうのが一番使い勝手がよい。それも、コミュニティパーキングというシステムをとっているんで、どこの駐車場に停めても身体障害者の枠が確保されていて、駅前全体がバリアフリーということで整備されているので、ここに特化して「停めてください」ということでもないのかなと思う。そういう意見・確認もあったということで、届出者にはうまく運用できるような助言もしてもらえればと思う。

○事務局 補足であるが、駐車場の附置義務条例があり、それに基づいて設置されている前提を考えれば、身体障害者が条例を知っていれば、必ず建物に身体障害者用駐車場があるということは認識している。そのルートを明示するかどうかについては、それを提示してしまうと近くに身体障害者用駐車場があるということも一般の方にも示してしまうことになるので、事業者としてどう判断しているかを確認し、どういう形が適切か考えてもらう必要がある。

○会長 そのあたりは、交通対策の部署と連携して、様々な施設のバリアフリーマップを用意した方が効果的ではないかと思う。

○委員 変更前の4か所の届出駐車場は、T-SITE を利用したという利用券を持つていけば無料というシステムですか。T-SITE の利用者が何人かいるが、現在検討しているのは机上の話である。8月がピークとなっているが、もう少しピークがあるのか。72台で本当に収容できるのか、検証ができるのか、これらの点を説明できるようにしておく必要がある。

○会長 今はどういシステムになっているか。割引券を出す、あるいは機械処理か。

○事務局 買上金額に応じて割引券を出している。

○会長 ということは、毎日何枚割引券を出しているかは確認できるのか。そこをきちんと押さえてもらえれば、わざわざカウントしなくても駐車場割引券が出ているのでその枚数だけでもカウントすれば、精度の高いデータになる。

○委員 T-SITE の8月2日、3日の総来店者数から500人くらいのアンケートの母数になっているが、自動車利用者数に平均乗車人員で割った数字になるのか。

○事務局 必要サンプル数を事前に計算して、一定の精度が保てるようにしている。

○会長 あとはよろしいですか。様々な確認、今後の運営に対するご意見があったので、それについてはまた出してもらうこととして、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については「意見はなし」として取り扱ってよいか？

(異議無し)

○会長 それでは、異議なしということにさせていただきたいと思います。それでは、以上で本日予定しておりました案件は終了させていただきたいと思いますが、皆様から何かありますでしょうか。ないようでしたら最後に、市から連絡事項をお願い致します。

○事務局 本日は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

なお、先月、株式会社コスモス薬品より枚方北山店の新設に係る届け出があり、7月頃に審議会の開催を予定しております。また、その他、事前相談を受けている案件もあり、届出がありましたら改めまして、ご通知いたしますので、よろしくお願い致します。

○会長

それでは、これをもちまして、令和元年度第2回枚方市大規模小売店舗立地審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上